

## 新設規制に関する事前評価書

＜特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律案に基づく規制の新設＞

規制の名称	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく特定特殊自動車の使用の制限
担当部局	環境省環境管理局自動車環境対策課 電話番号：03-5521-8302 e-mail：kanri-jidosha@env.go.jp
評価実施日	平成17年3月7日
政策目的	公道を走行しない特殊自動車(特定特殊自動車)について、基準に適合しないものの使用の規制の措置等を講ずることにより、大気汚染の防止を図る。
規制の内容	基準適合の表示が付されていない特定特殊自動車の使用の制限 根拠条文 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第17条及び第18条
規制の必要性	大気環境の状況については、大都市地域を中心として依然として厳しい状況にあり、浮遊粒子状物質等に係る大気環境基準の早期達成を図ることが求められている。現在、公道を走行しない特殊自動車の排出ガスは規制の対象外となっており、その排出量は、看過できない水準に達している。このため、公道を走行しない特殊自動車に対して、新たに排出ガス規制を導入することが必要である。
期待される効果	大気の汚染の防止を図るために必要な技術上の基準に適合する特定特殊自動車を使用されることとなり、大気の汚染の防止が図られる。
想定される負担	基準適合表示又は少数特例表示が付されている特定特殊自動車でなければ使用することができなくなる。基準適合表示又は少数特例表示が付されていない特定特殊自動車は、使用開始前に主務大臣の検査を受けて基準に適合することの確認を受けなければ使用できない。 技術基準に適合しなくなった特定特殊自動車について、主務大臣が、使用者に技術基準に適合させるため必要な整備を命じることがある。
想定できる代替手段との比較考量	代替手段として、基準に適合しない特定特殊自動車の販売を禁止する販売規制とすることも考えられる。 しかし、販売規制とした場合、経済活動を直接に規制することになる上、販売された後の不正改造、故障等に対応できない。また、公道を走行する(オンロード)の特殊自動車は使用規制となっていることから、同一の特殊自動車であっても公道の走行の有無によって規制手法が異なることとなり、法的安定性を害する。このため本法律のような使用規制の方が合理的である。
備考	中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第6次答申)」で、公道を走行しない特殊自動車に対する排出ガス規制の導入を検討する必要があるとされている。
レビュー時期	この法律の施行後5年を経過した場合において、施行状況を勘案し、必要があると認めるときは検討を行う。